

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（2件）	(治山林道課) 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) (11・29揭示) 2
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項（伐倒及び薬剤による防除）	(林業改革課) 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	3

告 示

高知県告示第738号

平成24年8月農林水産省告示第1998号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年12月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町北浦564番地
イ 氏名
中内 栄喜

(2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村大崎
イ 氏名
井上 亀太郎

(3)ア 登記簿記載の住所

吾川郡大崎村峯岩戸110番地
イ 氏名
片岡 宅

(4)ア 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村大崎
イ 氏名
尾崎 勝衛

(5)ア 登記簿記載の住所
高知市一宮2854番地
イ 氏名
尾崎 敏彦

(6)ア 登記簿記載の住所
吾川郡大崎村峯岩戸110番地
イ 氏名
片岡 隆親

(7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村川渡3057番地
イ 氏名
佃 健幸

(8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡日高村岩目地1075番地
イ 氏名
北添 真一

(9)ア 登記簿記載の住所
高岡郡日下村下分44番屋敷
イ 氏名
戸梶 毛登

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成10年11月農林水産省告示第1715号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第739号

平成24年8月農林水産省告示第2000号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成24年12月11日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内404番地
イ 氏名
秋元 実

(2)ア 登記簿記載の住所
高知市瀬戸84番地11
イ 氏名
野並 孝希

(3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内1023番地
イ 氏名
太田 初

(4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内923番地
イ 氏名
篠田 正一

(5)ア 登記簿記載の住所
高知市一宮2090番地4
イ 氏名
酒井 修一

(6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内900番地4
イ 氏名
酒井 重美

(7)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内553番地
イ 氏名
松並 ミサヲ

(8)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内722番地
イ 氏名
酒井 玉喜

(9)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内553番地
イ 氏名
松並 政章

(10)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内905番地
イ 氏名
太田 清美

(11)ア 登記簿記載の住所
京都市左京区田中西浦町6番地
イ 氏名
中尾 昌宏

- (12)ア 登記簿記載の住所
東京都大田区東馬込一丁目 6 番16号
イ 氏名
嶋田 千香代
 - (13)ア 登記簿記載の住所
徳島県海部郡海部郡町奥浦新町72番地 3
イ 氏名
和田 安雄
 - (14)ア 登記簿記載の住所
高岡郡東津野村北川4818番地
イ 氏名
和田 文夫
 - (15)ア 登記簿記載の住所
高知市葛島四丁目 5 番10号
イ 氏名
青木 義人
 - (16)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内1007番地
イ 氏名
篠田 正子
 - (17)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内675番地
イ 氏名
馬野 貞男
 - (18)ア 登記簿記載の住所
京都市左京区丸太町通川端東入る東丸太町37番地
イ 氏名
中尾 昌宏
 - (19)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内682番地
イ 氏名
山本 勇雄
 - (20)ア 登記簿記載の住所
四万十市西土佐村奥屋内1576番地
イ 氏名
伊原 三代子
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年11月農林水産省告示第1713号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第740号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成24年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

室戸市室戸岬町丸山
(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	室戸市室戸岬町字赤石	1674
2	” ” 字ボヲニ	7178- 2
3	” ” ”	”
4	” ” 字赤石	1664
5	” ” ”	1679

(2) 区域
標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年11月29日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年11月29日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成24	特定非	樋口 恵	安芸市	この法人は、障害者及

年11月 29日	営利活 動法人 土佐の 太平洋 高気圧	子	本町三 丁目12 番21号	び高齢者に対して、地域での自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
-------------	---------------------------------	---	---------------------	--

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成24年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 区域及び期間

(1) 区域

安芸市及び安芸郡芸西村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部林業改革課並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年12月11日から平成25年2月28日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
 平成24年12月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                           |
|--------------------------|---------------------|--------------------------------------------|
| 平成24年9月26日<br>24高都計第285号 | 南国市小籠字弘石<br>920番1ほか | 高知市大津乙3167番地68<br>日興不動産株式会社 代表取締役<br>濱田 倍男 |

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第26号**

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成24年12月11日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及

び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成25年1月17日（木）及び18日（金）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

| 項目                                   | 細目                    | 方法等                                                                                       |
|--------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。            |
|                                      | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                                  |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識 | 教則の内容となっている事項         | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                      | 自動車教習所に関する法令についての知識   |                                                                                           |
|                                      | 技能検定の実施に関する知識         | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。                                    |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能               | 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。                                              |
|                                      | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であ                                                      |

|                        |                                  |                                                                                                   |
|------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | ること。<br>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
|                        | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識              | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。                                                      |

(2) 教習指導員審査の方法等

| 項目                                 | 細目                                      | 方法等                                                                                       |
|------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能                     | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。                                              |
|                                    | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。                                        |
|                                    | 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能      |                                                                                           |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する   | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識            | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
|                                    | 自動車教習所に関する法令についての知識                     |                                                                                           |

|                        |                                  |                                                                                           |
|------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| る知識                    | 教習指導員として必要な教育についての知識             | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。                                    |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能              | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。                                              |
|                        | 技能教習に必要な教習の技能                    | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。                                                  |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。